

令和4年度埼玉県グリーン調達推進方針改定の概要

1 国基本方針の改正に伴う改定

国の環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「国基本方針」という。）の改正を受けて、国基本方針と同様に特定調達品目の追加等、判断の基準等の見直しを行います。

(1) 特定調達品目（重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類）の追加

国基本方針の改正を受けて、国基本方針と同様に特定調達品目を追加（3品目）するとともに、名称を変更（1品目）します。

分野	品目名	概要
文具類	テープ印字機等用カセット	新規追加
文具類	テープ印字機等用テープ	新規追加
設備	節水器具	名称変更（旧：節水機器）
設備	給水栓	新規追加

(2) 判断の基準等の見直し

判断の基準等についても国基本方針と同様に見直します。

2 第5次環境基本計画の策定及び地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改定等に伴う変更
令和3年度末の第5次埼玉県環境基本計画の策定及び第3期埼玉県地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改定で県として更なる取組が求められていること等を踏まえ、次の見直しを行います。

(1) 環境配慮契約に関する記載の追加

「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」に基づき環境配慮契約を推進するため、記載を追加するものです。

第3期地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改正においても本方針に基づく環境配慮契約を引き続き推進していくことを明記しています。

そこで、環境配慮契約を推進する「埼玉県環境配慮契約推進方針」としても埼玉県グリーン調達推進方針を位置付けます。

(2) 調達率の向上に向けた取組

第5次環境基本計画では、調達率の向上に努めることが記載されます。

県方針は、基本的に国基本方針の判断の基準を準用しており、判断の基準に合致しているかは国基本方針の記載を確認する必要があります。県方針に参考となる環境ラベル等について各品目との関連を分かりやすく記載し、判断の基準の確認を容易にすることで、基準に合致した物品の購入につなげ、調達率の向上を図ります。

また、各課所でエクセルシートに御入力いただき、環境政策課で集計する仕組みにより、調達率を把握します。

さらに、取組の更なる推進のため、各課所の取組を「環境によいこと推進員」による推進から所属長による推進に変更します。